# 清荒神参道地区まちづくりルール

平成24年12月28日

第 6 号

清荒神参道地区まちづくりルール検討会 宝塚市 都市整備部 開発指導課

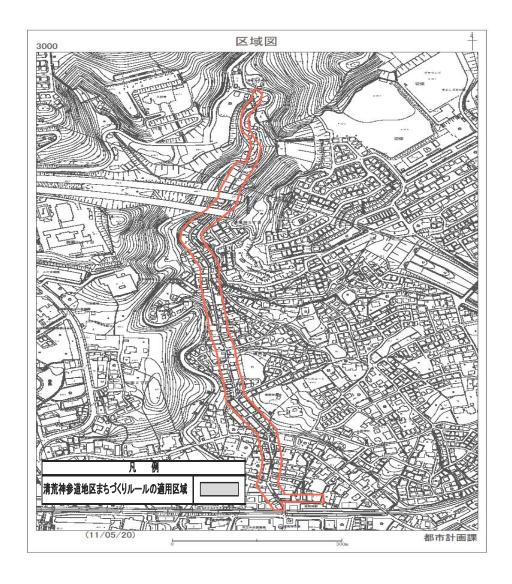
## 清荒神参道地区まちづくりルール

清荒神参道地区まちづくりルールは、平成17年3月31日に制定された「宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例(開発まちづくり条例)」に基づいて、地区計画や景観形成地域の基準を補完する地区独自のルールとして制定するものです。

このルールは、新たに開発事業を行う場合に適用されますので、現在の建物等がこのルールに適合していない場合でも、直ちに改善を行う必要はありませんが、よりよい地区のまちづくりを推進するために、各自が可能な範囲で積極的に取り組んでいきましょう。

# くまちづくりルールを適用する区域>

清荒神参道地区まちづくりルールを適用する区域は、宝塚市清荒神一丁目、 三丁目、五丁目の各一部です。この区域は、「清荒神参道地区地区計画」及 び「清荒神参道地区景観計画特定地区」と同じです。



#### (目標及び方針)

第1条 清荒神参道地区は、阪急宝塚線清荒神駅から清荒神清澄寺山門まで北へ 緩やかな上り坂が続く約1.2kmの参道沿いに位置した商業地である。

参道沿いは、商店や飲食店などが軒を連ねており、清荒神清澄寺の門前町としてのにぎわいや雰囲気をかもし出している。この門前町にふさわしい街並みの保全、魅力的な参道の創出を推進するため次のまちづくりの目標及び方針を定める。

- I 自然を取り込んだ開放的な空間づくり
- Ⅱ 心洗われる安らぎの空間づくり
- Ⅲ 人を和ませるにぎわいの空間づくり

目標を達成するため、市、市民、開発事業者は、清荒神参道地区の地区まちづくりルール、地区計画及び景観形成基準等を遵守し、協力してまちづくりの目標の実現を図る。

#### (定義)

第2条 このルールにおける用語は、開発まちづくり条例の定義による。

このルールに関連する主な用語は次のとおりです。

・開発事業:土地の区画形質の変更(開発行為、宅地造成)、建築物の

新築、増築、改築又は用途変更

・住 民 : 地区内の土地所有者、建物所有者、建物占有者

・開発事業者:開発事業を行おうとする者

## (開発事業情報の提供)

第3条 住民及び市は、互いに開発事業に関する情報を提供して、開発事業が適正に行われるよう協力するとともに、積極的に協働のまちづくりの推進に努めるものとする。

### (ルールの周知)

第4条 土地所有者、建物所有者及び開発事業者は、土地・建物の売却等を行う際、土地及び建物の所有権等を新たに取得する者に対し、このルールを周知しなければならない。

# (建物の用途)

第5条 開発事業者は、建築物の建築計画にあたっては、建築物の直接参道へ通 ずる階はできるだけ店舗とするよう努める。ただし、店舗とすることが 出来ない場合は、景観ルールに十分に配慮しなければならない。

# (カーポート)

第6条 開発事業者は、開発事業の計画にあたっては、カーポートはできるだけ 参道に面して設置しないよう努める。ただし、無理な場合は、景観ルー ルに十分に配慮しなければならない。

<以上>